

一般社団法人日本卵子学会 生殖補助医療胚培養士資格認定審査規則

新	旧
第2条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査に申請する者は、次に掲げるものをすべて満たしていなければならない。 (1)学会の会員であること (2)次の各号のいずれかに該当すること ①大学または大学院にて医学、農学、生物学等を修得した学士、修士、博士 ②臨床検査技師の国家資格を有するもの ③削除	第2条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査に申請する者は、次に掲げるものをすべて満たしていなければならない。 (1)学会の会員であること (2)次の各号のいずれかに該当すること ①大学または大学院にて医学、農学、生物学等を修得した学士、修士、博士 ②学校教育法に規定する専修学校において、①と同等の知識と研修を行ったと考えられる臨床検査技師 ③ 委員会が上記と同等以上であると判断した者であること
第3条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査を希望する者は、次に掲げる書類に審査料を添えて申請しなければならない。 (3)成績証明書等 ①第2条(2)①に該当する者で、大学を卒業した者は、卒業証明書と成績証明書。大学院を卒業した者は、修了証明書及び成績証明書及び学部の成績証明書 ②第2条(2)②に該当する者は、卒業証明書と成績証明書、臨床検査技師免許証のコピー ③削除	第3条 生殖補助医療胚培養士の資格認定審査を希望する者は、次に掲げる書類に審査料を添えて申請しなければならない。 (3)成績証明書等 ①第2条(2)①に該当する者で、大学を卒業した者は、卒業証明書と成績証明書。大学院を卒業した者は、修了証明書及び成績証明書及び学部の成績証明書 ②第2条(2)②に該当する者は、卒業証明書と成績証明書、臨床検査技師免許証のコピー ③第2条(2)③に該当する者は、大学及び専修学校卒業と同等以上であることを証明する書類
第3条 (9)削除	第3条 (9) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書
第9条 生殖補助医療胚培養士の資格更新を希望する者は、次に掲げる書類に審査料を添えて申請しなければならない。 (8)削除	第9条 生殖補助医療胚培養士の資格更新を希望する者は、次に掲げる書類に審査料を添えて申請しなければならない。 (8) 表面に住所と氏名を記載した返信用葉書